様式第1号（第2条関係）

|  |
| --- |
| （表） |
| 第　　号介護保険料徴収吏員証 |  |
|  | 写真はり付 | 所属職氏名　　　　年　　月　　日生　　　　年　　月　　日　発行丸亀市長　　　　　　　　 | 60 |
|  | ミリメートル |
|  |
|  |
|  |  |
| 90ミリメートル（裏） |  |
| １　本証は、介護保険料の賦課徴収に関する調査のために質問し、又は検査を行う場合には必ず携帯しなければならない。２　本証は、関係人の請求があったときはいつでも、これを提示しなければならない。３　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 |  |